

柳井市創生移住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金交付要綱、やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金交付要綱及び山口県移住支援事業補助金（創業）交付要綱に基づき、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県から本市への移住促進を図るため、柳井市創生移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市に住民登録することをいう。
- (3) マッチングサイト 山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において、本条第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たすものとする。ただし、「柳井市移住支援事業費補助金交付要綱」に基づく移住就業等支援事業の対象となる者は除く。

(1) 移住に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和6年4月1日以降に本市に転入した者であること。
- (イ) 補助金申請時において、世帯全員が転入後1年以内であること。
- (ウ) 補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 世帯全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 世帯全員が本市市税を滞納していないこと。
- (エ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の市区町村が行う同様の補助金の交付を受けていないこと。ただし、その補助金を全額返還した場合並びに過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山口県及び本市が認める場合を除く。
- (オ) その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア又はイに該当すること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人を掲載している法人であること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提

でないこと。

(3) 創業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。

イ 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の支給申請時において転入後1年以内であること。

エ その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、世帯の申請にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき50万円を加算する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、柳井市創生移住支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の転入後の住民票（続柄の記載があるもの）

(2) 世帯全員の戸籍の附票等、住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、対象エリアの住所の履歴を確認できる書類

(3) 補助対象者の就業証明書（別記第2号様式）（第3条第3号の要件に該当する者を除く。）

(4) 世帯全員の本市市税の滞納のないことの証明書

(5) 本人確認書類（写真付き）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を柳井市創生移住支援事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの柳井市創生移住支援事業費補助金交付請求書（別記第4号様式）の提出による請求に基づき行うものとする。

(是正のための措置)

第8条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認める場合は、補助対象者に対して必要な報告を求め、又は事業が適正に実施されたかどうか等を確認するため、調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、柳井市創生移住支援事業費補助金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助事業の遂行に関し、市長から必要な報告又は前条の規定による求めに応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満の間に市外へ転出（市外で1年以内の研修等の後、再度、転入し、従来の就業先（県内）で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。）したとき。

エ 申請のあった日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

オ 第3条第3号アに規定する創業補助金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内の間に市外に転出したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に転入した者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。